

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 目次

## 〔省令〕

- 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（総務四七）

- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令（同四八）

## 〔法規的告示〕

- 租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産六八三）

## 〔その他告示〕

- 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務一六三）

- 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務一六三）

四	内閣 内閣府 法務省 会計検査院	三	二	一	〇 史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁八） （同一六四）
					○ 円借款の供与に関する日本国政府と バンダラデシュ人民共和国政府との 間の書簡の交換に関する件
					○ 史跡名勝天然記念物を管理すべき地 方公共団体を指定する件 （同九九一）
					○ 登録記念物を管理すべき地方公共団 体を指定する件（同一三）
					○ 航空法第二百二十六条第五項の国土交 通大臣の許可を必要としない空港等 の指定に関する告示の一部を改正す る告示（国土交通三五二） （同二五四）

九	官庁	八	七	六	五
					○ 水先人試験の施行（国土交通省） （法務省告示配一四）
					○ 日本国に帰化を許可する件 （法務省告示配一四）
					○ 公告
					○ 諸事項
					○ 適格機関投資家等特例業務届出者に 対する処分、追川上流土地改良区役 員の退任及び就任、北上川沿岸中田 地区土地改良区役員の就任、登録を 受けたクレジットカード番号等取扱 契約締結事業者の営業の廃止、建設 業の許可の取消処分關係

〔叙位・叙勲〕

裁判所

相続、準禁治產、公示催告、失踪、  
破産、免責、特別清算、再生、所有

者不明關係

会社その他

〔官庁報告〕

〔皇室事項〕

国家試験

水先人試験の施行（国土交通省）

日本国に帰化を許可する件

（法務省告示配一四）

三

三

三



**○総務省令第四十八号**  
住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）附則第十条の規定に基づき、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定め  
る。

令和七年五月二日

和七年五月二日 総務大臣 村上誠一郎  
住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令

**第一条**住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号。以下「新令」という。）第三十条の十四第三項

この省令は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。

1

法規的告示

			旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
戸籍謄本等	戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該旧氏の振り仮名が 当該変更の直前に称していいた旧氏に 係る旧氏の振り仮名であること	並びに こと及び当該旧氏の振り仮名が 当該変更の直前に称していいた旧氏に 係る旧氏の振り仮名であること	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
戸籍謄本等並びに当該旧氏の振り仮名が 当該変更の直前に称していいた旧氏に 係る旧氏の振り仮名であること	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	並びに こと	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	並びに こと	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に 用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書 面(住所地市町村長において特別の事情があると認める場合 を除く。)	並びに こと	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他

○農林水産省告示第六百八十三号  
東日本大震災の被災者等に係る  
(令和七年政令第二百三十一号)の  
措置法施行令第四十二条の四第一  
正する。

卷之三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。	改 正 後
イ （略）	四 前三号に該当しない者にあつては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。	一～二 （略）
ロ 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。 （一）個人 現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者（租税特別措置法施行令第四	四 前三号に該当しない者にあつては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。	一～三 （略）
イ （略）	四 前三号に該当しない者にあつては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。	改 正 前
ロ 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。 （一）個人 現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者（租税特別措置法施行令第四	四 前三号に該当しない者にあつては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。	改 正 前



(フィリピン側書簡)

(訳文) 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国駐在  
日本国特命全権大使 遠藤和也閣下

(円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文)  
(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するため供与される日本国との借款に関する日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 千六十五億八千万円（一〇六、五八〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国関係法令に従つて、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、フィリピン共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から6欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間、支出期間及び遡及期間を含むことになる前記の借款契約によって規定される。

(2) (1)に規定する借款契約は、それぞれ、JICAが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) 付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、フィリピン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行つた支払又は将来行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間に既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は役務の購入のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用する場合）、これが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。

4 フィリピン共和国政府は、(3)(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用する場合）、これが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従つて調達されることを確保する。

5 フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関する運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことなく差し控える。

6 (1) に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とする日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

(2) フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a) 借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、JICAに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に關し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c) 計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d) 計画の実施のために供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に從事する日本国民である被用者に對してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e) の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の整理又は支払に責任を持つ。

7 (1) フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のことをために必要な措置をとる。借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(2) (a) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に從事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(b) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

(3) (a) フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。

(b) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(4) (a) フィリピン共和国政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用を共同で隨時検討し、並びに借款の効果的な使用を確保するために必要に応じ適切な措置をとる。JICAは、その検討に参加するよう招請される。

(5) 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

12 本使は、更に、この書簡及び日本国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

13 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使 遠藤和也

フィリピン共和国  
外務大臣 エンリケ・A・マナロ閣下

付表

事業計画名	1
事業計画名	1
供与限度額	2
利子率	3
償還期間	4
支日借出日の契約期間	5
遡及期間	6

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、バンダラデシュ人民共和国の經濟の安定及び開發努力を促進するために供与される日本国との借款に関する了解を確認する光榮を有します。

1 八百五十八億千九百万円（八五、八一九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計

2 (1) 画といふ)を実施することを目的として、各語画につき付表の2欄に定める酬分に応じ、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)により、日本国の関係法令に従つて、バングラデシュ人民共和国が供与されることになる。

(2) 約によつて規律される。

(1) に規定する借款契約は、それぞれ、JICAが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む）を確認した後に締結される。

(3) 付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(2) タントに対し行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることがある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

①) これに規定する調達適格国とは、両政府の周辺国で合意せられる。

4 バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を

（訳文）書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

（日本側書簡）  
をもつて啓上いたしま  
します。

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わつて前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年三月二十一日にマニラで

(日本側書簡)  
臣は、更に、  
返簡が両政府  
意する光榮を  
臣は、以上を

二千二十五年三月二十一日にマニラで

# フィリピン共和国

フィリピン共和国駐在

日本国特命全權大使 遠藤和也閣下

○外務省告示第六十四号  
　令和七年三月二十五日にダツカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバンガラデシユ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年五月二日

外務大臣臨時代理  
國務大臣 林

芳正

8 バングラデシユ人民共和国政府は、次のことのためるために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラ

デシユ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

9 バングラデシユ人民共和国政府は、次のことを行う。

(a) 日本国政府及びJICAに対し、借款に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもつて提供すること。

(b) 要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシユ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

二千二十五年三月二十五日にダッカで

バングラデシユ人民共和国駐在

日本国特命全権大使 齋田伸一

バンガラデシユ人民共和国

付表

財務省経済関係局次官 モハンマド・シャハリアル・カデル・シディキ殿

事業計画名

1

供与限度額

2

利子率

3

償還期間

4

の後

支出し期の  
（借款契約日）

間の後二十年

間十年の据置期

年

十三年

力向上食品安全検査能

1

五百九十六万円

九千九百六十六万円

計界圧石炭火超々電

2

五百七十一億

マタバリ超々電

2

二千五百七十一億

トにコンサルタント  
部分に対する支

3

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

4

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

5

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

6

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

7

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

8

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

9

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

10

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

11

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

12

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

13

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

14

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

15

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

16

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

17

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

18

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

19

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

20

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

21

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

22

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

23

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

24

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

25

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

26

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

27

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

28

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

29

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

30

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

31

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

32

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

33

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

34

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

35

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

36

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

37

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

38

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

39

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

40

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

41

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

42

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

43

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

44

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

45

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

46

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

47

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

48

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

49

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

50

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

51

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

52

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

53

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

54

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

55

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

56

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

57

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

58

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

59

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

60

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

61

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

62

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

63

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

64

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

65

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

66

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

67

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

68

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

69

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

70

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

71

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

72

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

73

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

74

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

75

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

76

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

77

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

78

一千五百五十五

コンサルタント  
部分に対する支

79

納池	名 称	上 横	下 横
	指 定 告 示		
令和七年文部科学省告示第二十七号	竹田市(大分県)		
	地方公共団体名		

○文化庁告示第十一号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百三十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、群馬県安中市に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

名 称	指 定 告 示	上 横	下 横
土佐遍路道 最御崎寺道 金剛頂寺道 金剛頂寺境内 神峯寺道 竹林寺道 禪師峰寺道 清瀧寺境内 青龍寺道 金剛福寺道 観自在寺道	平成二十八年文部科学省告示第百四十四号、令和元年文部科学省告示第二百五十五号及び令和七年文部科学省告示第二百五十六号	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第百五十五号、平成二十二年文部省告示第百四十八号、令和元年文部科学省告示第二百五十七号及び令和七年文部科学省告示第二百五十八号	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第百五十五号、平成二十二年文部省告示第百四十八号、令和元年文部科学省告示第二百五十七号及び令和七年文部科学省告示第二百五十八号

○文化庁告示第十一号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百三十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、高知県室戸市及び同土佐清水市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官 都倉 俊一

名 称	指 定 告 示	上 横	下 横
中山道	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第百五十五号、平成二十二年文部省告示第百四十八号、令和元年文部科学省告示第二百五十七号及び令和七年文部科学省告示第二百五十八号	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第百五十五号、平成二十二年文部省告示第百四十八号、令和元年文部科学省告示第二百五十七号及び令和七年文部科学省告示第二百五十八号	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第百五十五号、平成二十二年文部省告示第百四十八号、令和元年文部科学省告示第二百五十七号及び令和七年文部科学省告示第二百五十八号

○文化庁告示第十一号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百三十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、群馬県安中市に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官 都倉 俊一

名 称	登 錄 告 示	上 横	下 横
明神山(送迎山)	令和七年文部科学省告示第二百五十九号	六井戸観音	令和七年文部科学省告示第二百五十九号
上林の風穴	令和七年文部科学省告示第二百五十九号	東温市(愛媛県)	豊後高田市(大分県)

○文化庁告示第十三号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百三十三条において準用する第百三十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百三十三条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官 都倉 俊一

改 正 後	改 正 前
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第一百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、花巻空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、森空港、岡空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第一百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場及び徳島飛行場とする。

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百五十三号  
水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二日

免許番号 氏名	本籍の書道府県名
第二〇〇一五六号 森 武仁	福島県
令和七年四月十六日	秋田船川水先区
国土交通大臣 中野 洋昌	

一 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

旭運輸株式会社 愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号

東海運株式会社 東京都中央区晴海一丁目八番十二号

伊勢湾海運株式会社 愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十号

株式会社宇徳 神奈川県横浜市中区弁天通六丁目八十五番地

株式会社上組 兵庫県神戸市中央区浜辺通四丁目一番十一号

近畿港運株式会社 大阪府大阪市港区築港四丁目一番六号

京濱港運株式会社 神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目一番地五十

山九株式会社 福岡県北九州市門司区港町六番七号

株式会社ジエヌク フ岡県北九州市門司区港町九番十一号

商船港運株式会社 兵庫県神戸市中央区港島九丁目十番

鈴江コーポレーション株式会社 神奈川県横浜市中区日本大通七番地

株式会社住友倉庫 大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号

相互運輸株式会社 東京都江東区清澄一丁目八番十六号

第一港運株式会社 東京都江東区大博町六番十六号

株式会社ダイトーコーポレーション 東京都港区芝浦二丁目一番十三号

株式会社辰巳商会 大阪府大阪市港区築港四丁目一番一号

東海協和株式会社 愛知県名古屋市港区入船一丁目二十号

東京国際埠頭株式会社 東京都港区海岸三丁目二十番二十号

東洋埠頭株式会社 東京都中央区晴海一丁目八番八号

二ッケル・エンド・ライオンズ株式会社 兵庫県神戸市中央区波止場町六番六号

株式会社日新 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地

日東物流株式会社 兵庫県神戸市中央区港島四丁目六

日本通運株式会社 東京都千代田区神田和泉町二番地

博多港運株式会社 福岡県福岡市博多区石城町十四番三号

株式会社フジトランスク・コーポレーション 愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十一号

丸全昭和運輸株式会社 神奈川県横浜市中区南仲通二丁目十五番地

三井倉庫株式会社 東京都港区西新橋三丁目二十番一号

三井倉庫港運株式会社 大阪府大阪市住之江区南港中一丁目三番八十七号

三菱倉庫株式会社 東京都中央区日本橋一丁目十九番一号

名港海運株式会社 愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号

郵船港運株式会社 大阪府大阪市住之江区南港東七丁目三番二十号

特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年五月一日

○国土交通省告示第三百五十四号  
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月二日

免許番号 氏名 本籍の書道府県名

免許年月日 水先区の名称

国土交通大臣 中野 洋昌

秋田船川水先区

### 衆議院

## 国会事項

議案提出 四月三十日議員から提出した議案は次のとおりである。中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問主意書（山井和則提出）

民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出）

### 質問書提出

四月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問主意書（山井和則提出）

フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領 四月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則提出マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出再工不賦課金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問に対する答弁書

対する答弁書

通知書受領 四月三十日内閣から衆議院議員島田洋一提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出日本の人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出統合型リゾート（IR）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員矢崎堅太郎提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出NPKに関する質問に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

### 議案送付

（予備審査）

四月三十日議長は、次の議員提出案を衆議院に

送付した。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

案（石橋通宏外二名発議）

**質問主意書提出**  
四月三十日議員から次の質問主意書が提出され  
た。

質問主意書提出  
た。四月三十日議員から次の質問主意書が提出され

原質問主意書（山本太郎提出）(第一〇九号)、社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する再質問主意書（浜田聰提出）(第一一〇号)、介護保険料の上限設定と介護給付費の適正化に関する質問主意書（浜田聰提出）(第一一一号)、歴史的に重要な文書の管理に関する仕組みがN・H・Kに存在しない問題に関する質問主意書（浜田聰提出）(第一一二号)、第二回目中ハイレベル的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する再質問主意書（浜田聰提出）(第一一三号)、AV出演に係るスカウトバック対策の在り方に關する質問主意書（浜田聰提出）(第一一四号)、マイナンバーカードの券面デザインに関する質問主意書（齊藤健一郎提出）(第一一五号)、答弁書受領、四月三十日内閣から次の答弁書を受領した。参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博開会場におけるメタンガス対策に関する質問に対する答弁書（第一一〇〇号）、参議院議員石垣のりこ提出公衆の目に触れるような方法で買春の相手となるよう勧誘等する行為に関する質問に対する答弁書（第一一〇一号）、参議院議員石垣のりこ提出精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることに関する質問に対する答弁書（第一一〇二号）、参議院議員浜田聰提出保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問に対する答弁書（第一一〇三号）、通知書受領、四月三十日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

月九日、参議院議員浜田聰提出雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定期に関する質問（第一一〇五号）同五月九日

人事異動

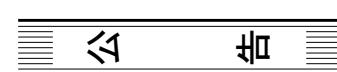




住所 東京都新宿区  
ミリツア・コマツ 昭和53年10月4日生  
住所 埼玉県富士見市  
ムハマド・ラフィクル・イスラム 昭和54年12月20日生  
イナアヤ・イラム・イスラム 令和2年9月15日生  
イルハ・イスラム 令和4年9月10日生  
住所 東京都東村山市  
陳瑩穎 平成6年5月18日生  
住所 東京都三鷹市  
チャン・スニン 昭和59年3月9日生  
住所 大阪市淀川区  
蔡正芳 昭和59年4月21日生  
住所 大阪府高槻市  
曾嶺參 平成5年6月11日生  
住所 熊本市東区  
ラズ・ガイレ 昭和58年7月17日生  
プロバ・ラクシミ・カティオダ・ガイレ 昭和59年1月9日生  
アルナブ・ガイレ 平成27年1月19日生  
住所 千葉県船橋市  
申美香 昭和54年1月30日生  
住所 茨城県かすみがうら市  
パッサコン・サンジュオントン 平成12年8月10日生  
住所 福岡市博多区  
朴贊紋 昭和61年1月14日生  
住所 福岡市城南区  
金文慧 平成元年11月27日生  
住所 福岡市博多区  
スジャン・グルン 平成3年1月31日生  
ノブ・グルン 令和6年6月11日生  
住所 福岡県糸島市  
崔洪 昭和39年6月26日生  
住所 長崎市  
趙弘隆 昭和35年8月11日生  
許錦峰 昭和45年3月22日生  
住所 長崎県諫早市  
趙奈美 平成10年9月13日生  
住所 千葉県市川市  
趙玲美 平成12年11月6日生  
住所 長野市  
ナムラタ・カクレル 平成3年10月4日生  
住所 青森市  
タック・ソバナリー 昭和56年10月5日生  
住所 千葉県松戸市  
ムハンマド・アイザッド・ビン・ブルハヌッディン 平成8年10月14日生

住所 東京都文京区  
林輝 昭和47年9月22日生  
住所 香川県高松市  
アユミ・ラウレット・アガ 平成16年8月6日生  
住所 群馬県前橋市  
ミカエラ・ランゾ・トサカ 平成23年6月23日生  
住所 群馬県伊勢崎市  
ルイス・アドリアノ・ヒメネス・ゴンザレス 平成17年12月20日生  
住所 川崎市幸区  
スバス・グルン 平成4年7月17日生  
住所 長野県北佐久郡御代田町  
エレン・ジョイ・ガンデシーラ・エレラン 平成7年2月17日生  
住所 埼玉県桶川市  
ニマドルゼ・ラマ 昭和59年10月4日生  
住所 埼玉県所沢市  
徐安言 平成7年4月15日生  
住所 埼玉県羽生市  
チャナ・クマリ・チャンタル 昭和62年6月21日生  
住所 大阪市中央区  
許楨 平成11年6月9日生  
住所 福島県郡山市  
黄小雪 昭和54年11月29日生  
住所 三重県鈴鹿市  
ヴィヴィアン・アリサ・タテイシ 平成16年3月5日生  
住所 秋田県由利本荘市  
チイティマ・チャングワタナ 昭和19年12月15日生  
住所 北海道留萌市  
アレーナ・レー・サトウ 昭和45年7月8日生  
住所 東京都江戸川区  
バトウイタ・バティラナゲ・ティマリ・タヌジャ・バティラナ 昭和53年11月1日生  
セラ・ワドウゲ・スジーワ・クマーラ 昭和51年10月28日生  
セラ・ワドウゲ・セヌル・ヒカル 平成22年2月11日生  
セラ・ワドウゲ・セハス・ハルキ 平成26年6月30日生  
住所 東京都葛飾区  
ユリ・デ・グスマン 平成10年9月9日生  
住所 東京都千代田区  
菅梓鈞 平成7年7月6日生

住所 長野県東御市  
ローランド・エルネスト・マエヒラ・フクハラ 昭和41年9月20日生  
セシリヤ・アリシア・シマブクロ・ガナハ 昭和42年3月13日生  
ジョエ・アキラ・マエヒラ・シマブクロ 平成11年6月1日生  
アンドレア・リミ・マエヒラ・シマブクロ 平成15年12月5日生  
住所 静岡県富士宮市  
シェリル・デラ・クルズ・ミヤハラ 昭和54年9月5日生  
住所 静岡県三島市  
ジュリオ・ジュニオル・イネイ・サン・マルティン・ショック 平成4年5月22日生  
住所 群馬県伊勢崎市  
エイミ・サチエ・ミヤサト・スリタ 平成9年8月29日生  
住所 群馬県伊勢崎市  
ソニア・ユリコ・ウエムラ・イイダ 昭和42年3月11日生  
住所 東京都目黒区  
エドワルド・タカラ 平成元年1月30日生  
住所 東京都足立区  
張麗敏 昭和43年11月5日生  
住所 奈良県香芝市  
楊情情 昭和60年11月15日生  
住所 東京都中野区  
ラメス・カトリ 平成3年10月27日生  
住所 東京都杉並区  
ブライアン・エリオット・スミス 昭和41年9月11日生  
住所 東京都台東区  
俞卿云 昭和56年10月24日生  
俞是准 平成19年10月19日生  
住所 東京都新宿区  
林惠敬 昭和45年2月22日生  
住所 東京都江戸川区  
張爽 昭和57年4月17日生  
住所 東京都品川区  
李穎豪 平成4年7月9日生  
住所 東京都江戸川区  
李益春 昭和60年2月2日生  
李周恩 平成31年1月28日生  
住所 埼玉県越谷市  
ブッベンデール・シング 昭和56年6月7日生  
住所 埼玉県所沢市  
マルセロ・ショウジ・ヨシマツ・リメス 平成11年4月8日生



## 諸 嘉 場

## 適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

## 1. 業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等

- 商号又は名称 SIVEX株式会社
- 住所又は所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山トラストタワー36階

## 2. 業務廃止命令年月日

令和7年4月16日

令和7年5月2日

関東財務局長 目黒 克幸

## 迫川上流土地改良区役員の退任及び就任の公告

宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年5月2日

東北農政局長 菅家 秀人

## 1. 退任

役職	氏名	住 所
理事	金野 勤	宮城県栗原市若柳武鎌字町館269番地
"	佐々木和男	宮城県栗原市鶯沢袋前田2番地
"	佐々木純一	宮城県栗原市栗駒稻屋敷小闇51番地
"	佐々木健悦	宮城県栗原市金成小迫山神2番地
"	阿部 正一	宮城県栗原市金成姉歛根岸93番地
"	佐々木正志	宮城県栗原市栗駒八幡新田54番地5
"	千葉清太郎	宮城県栗原市若柳字下畠岡峯50番地
"	小山 智正	宮城県栗原市一迫真坂字上川原47番地

"	白田 和彦	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島195番地
"	高橋 道男	宮城県栗原市築館字成田北69番地
"	佐藤 弘毅	宮城県栗原市志波姫八樟浦山13番地
"	高橋 義雄	宮城県栗原市一迫字川口新町3番地
"	小野寺敬一	宮城県登米市石越町北郷字長根45番地2
"	千葉 丈夫	宮城県登米市石越町北郷字赤谷29番地
"	佐々木 剛	宮城県栗原市若柳字川南二又123番地
"	千葉 正宏	宮城県登米市石越町南郷字小谷地前115番地6
"	上山喜志雄	宮城県栗原市若柳字川北砂押45番地
"	加藤 忠良	宮城県栗原市志波姫伊豆野町南側3番地
"	斎藤 政憲	宮城県栗原市一迫字山崎21番地
"	菅原 正一	宮城県栗原市志波姫北郷竹の内190番地
監事	菅原 久徳	宮城県栗原市栗駒松倉新三丁30番地
"	阿部 忠巳	宮城県栗原市栗駒稻屋敷山岸7番地
"	氏家 優一	宮城県栗原市築館字留場雇田71番地5

## 2. 就任した役員の住所および氏名

役職	氏名	住所
理事	金野 勤	宮城県栗原市若柳武鎧字町館269番地
"	佐々木和男	宮城県栗原市鶴沢袋前田2番地
"	小野寺敬一	宮城県登米市石越町北郷字長根45番地2
"	千葉清太郎	宮城県栗原市若柳字下畑岡峯50番地

"	佐藤 弘毅	宮城県栗原市志波姫八樟浦山13番地
"	高橋 道男	宮城県栗原市築館字成田北69番地
"	小野ゆきえ	宮城県栗原市鶴沢袋千刈田前32番地
"	千葉 正宏	宮城県登米市石越町南郷字小谷地前115番地6
"	佐々木正志	宮城県栗原市栗駒八幡新田54番地5
"	小山 竜子	宮城県栗原市一迫字宮下24番地
"	白田 和彦	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島195番地
"	及川 博義	宮城県栗原市金成大原木川南47番地
"	斎藤 政憲	宮城県栗原市一迫字山崎21番地
"	曾根 金雄	宮城県栗原市築館字新田56番地
"	三浦 晃	宮城県栗原市志波姫北郷桧11番地1
監事	菅原 久徳	宮城県栗原市栗駒松倉新三丁30番地
"	氏家 優一	宮城県栗原市築館字留場雇田71番地5
"	高橋 功利	宮城県栗原市若柳字川南子々松10番地

## 北上川沿岸中田地区土地改良区役員の就任の公告

宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県登米市に事務所を有する北上川沿岸中田地区土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年5月2日

東北農政局長 菅家 秀人

役職	氏名	住所
理事	千葉 勝浩	宮城県登米市中田町石森字野元73番地

## 登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年5月2日

中部経済産業局長 寺村 英信

名 称	協同組合エヌシーリング
本店の所在地	岐阜県岐阜市金園町一丁目16番地
登録番号	中部(ク)第5号
営業廃止年月日	令和7年3月31日

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月2日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年4月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 丸か建設株式会社 佐々木一暢 宮城県加美郡加美町字赤塚37番地 国土交通大臣許可（特一06）第10326号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実 令和7年4月7日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和6年（家）第73415号

東京都杉並区松ノ木3丁目33番3号

申立人 尾崎 敏一

本籍栃木県栃木市旭町736番地、最後の住所 東京都杉並区高井戸東4丁目11番16—205号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和4年8月24日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和27年12月27日、職業不詳  
被相続人 亡 稲葉美千代

事務所東京都中央区銀座5丁目15番1号南海東京ビルディング8階 田賀法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小林 喜浩  
催告期間満了日 令和7年12月1日  
東京家庭裁判所

## 令和6年（家）第73540号

東京都千代田区霞が関1—1—1

申立人 国

本籍東京都大田区矢口3丁目28番、最後の住所 東京都大田区矢口3丁目28番8—701号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和3年2月16日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和8年1月31日、職業会社役員  
被相続人 亡 長谷川壽彦

事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40M Tビル2階 虎ノ門総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 亀井 弘泰  
催告期間満了日 令和7年12月1日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70102号**  
 埼玉県所沢市西所沢1丁目3番17-1204号ダイアパレス西所沢  
 申立人 青山 園子  
 本籍東京都江東区東砂8丁目2220番地、最後の住所東京都江東区東砂8丁目9番11号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和4年4月8日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和40年1月16日、職業不詳  
 被相続人 亡 富田 勝久  
 事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル6階潮見坂綜合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎  
 催告期間満了日 令和7年12月1日 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第40231号**  
 東京都調布市入間町1丁目19番76  
 申立人 前川 誠  
 本籍神奈川県横浜市緑区東本郷5丁目1022番地3、最後の住所神奈川県横浜市緑区東本郷5丁目17番1号、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日令和6年11月23日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和47年8月29日、職業無職  
 被相続人 亡 永井 明  
 事務所横浜市中区太田町6-84-2大樹生命 横浜桜木町ビル5階  
 相続財産清算人 弁護士 角田 勝政  
 催告期間満了日 令和7年12月12日 横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第3046号**  
 神奈川県足柄上郡山北町向原2563番地  
 申立人 中戸川 裕  
 本籍神奈川県中郡二宮町百合が丘1丁目87番地2、最後の住所神奈川県中郡二宮町百合が丘1丁目87番地の2、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所神奈川県足柄上郡山北町、出生年月日昭和8年6月16日、職業無職  
 被相続人 亡 土屋 光子  
 事務所神奈川県小田原市本町2丁目2番16号 陽輪台小田原210号 このはな法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 佐藤 和代  
 催告期間満了日 令和7年11月18日 横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第3062号**  
 埼玉県志木市本町2丁目14番28号  
 申立人 三武 英行  
 本籍神奈川県平塚市平塚3516番地、最後の住所神奈川県平塚市董平15番1-4-407号  
 バレ平塚すみれ平、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所神奈川県平塚市、出生年月日昭和23年1月13日、職業無職  
 被相続人 亡 加藤 博  
 事務所神奈川県平塚市錦町15番17号 K S 管理ビル102 平塚錦町法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 野 広司  
 催告期間満了日 令和7年11月10日 横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第2028号**  
 新潟県三条市原1360番地  
 申立人 熊倉 正美  
 本籍新潟県三条市原1360番地、最後の住所新潟県三条市福島新田1481番地1心和園、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和6年11月12日、出生の場所新潟県南蒲原郡下田村、出生年月日昭和33年1月22日、職業無職  
 被相続人 亡 熊倉 良幸  
 事務所新潟県三条市旭町2丁目2番35号平山勝也法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 平山 勝也  
 催告期間満了日 令和7年12月9日 新潟家庭裁判所三条支部

**令和7年(家)第1017号**  
 富山市室町通り1丁目1番32号  
 申立人 富山信用金庫  
 本籍富山県富山市天正寺306番地、最後の住所富山市天正寺442番地、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和5年10月4日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和22年9月22日、職業会社役員  
 被相続人 亡 中川 幸雄  
 富山市千歳町1丁目6番18号 河口ビル1階 いしくろ・広田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 石黒 健一  
 催告期間満了日 令和7年11月13日 富山家庭裁判所

**令和7年(家)第140号**  
 岐阜県可児市広見1236番地の1  
 申立人 株式会社ネオプライムヒグチ  
 本籍岐阜県可児市広見1385番地2、最後の住所岐阜県可児市広見1461番地2、死亡の場所岐阜県可児市、死亡年月日推定令和7年1月1日から10日までの間、出生の場所岐阜県加茂郡八百津町、出生年月日昭和30年7月6日、職業不詳  
 被相続人 亡 野田 則夫  
 事務所住所岐阜県可児市中恵土2274-7たかい総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 高井 克介  
 催告期間満了日 令和7年11月14日 岐阜家庭裁判所御嵩支部

**令和7年(家)第80222号**  
 大阪府茨木市山手台5丁目13番7号  
 申立人 長谷川佳代  
 本籍大阪府大阪市北区天満2丁目25番地、最後の住所大阪市旭区新森1丁目7番2-1112号、死亡の場所大阪府大阪市旭区、死亡年月日令和6年11月7日頃、出生の場所大阪府大阪市都島区、出生年月日昭和32年11月24日、職業無職  
 被相続人 亡 加藤 武男  
 大阪市北区西天満2丁目9番14号 北ビル3号館201  
 相続財産清算人 弁護士 辰田 昌弘  
 催告期間満了日 令和7年12月9日 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第80359号**  
 大阪府枚方市池之宮1-17-30  
 申立人 佐々木まゆみ  
 本籍大阪府松原市天美南1丁目102番地7、最後の住所大阪府枚方市堂山1丁目11番16号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日令和6年9月2日、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和23年7月12日、職業無職  
 被相続人 亡 山本喜一郎  
 大阪市北区梅田1-1-3大阪駅前第3ビル31階  
 相続財産清算人 弁護士 中尾 司  
 催告期間満了日 令和7年12月9日 大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4019号**  
 大阪府堺市北区新金岡町3丁1番18  
 申立人 新金岡D住宅管理組合  
 本籍大阪府堺市北区新金岡町3丁1番、最後の住所大阪府堺市北区新金岡町3丁1番18-208号、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日推定令和5年7月1日、出生の場所大分県別府市、出生年月日昭和29年4月25日、職業不明  
 被相続人 亡 藤原 一成  
 事務所大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1 ポルタス・センタービル7階  
 相続財産清算人 弁護士 土生 康晴  
 催告期間満了日 令和7年11月25日 大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第4024号**  
 兵庫県宝塚市川面5丁目18番10号  
 申立人 秋本美智子  
 本籍大阪府堺市北区東浅香山町3丁77番地、最後の住所大阪府堺市堺区田出井町1番6-1010号、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日平成28年1月25日、出生の場所大阪府泉北郡五箇荘村、出生年月日大正15年8月23日、職業不明  
 被相続人 亡 杉山 俊次  
 事務所堺市堺区三国ヶ丘御幸通10番1号三幸ビル5階9号室  
 相続財産清算人 弁護士 武田 宗久  
 催告期間満了日 令和7年11月25日 大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第4038号**  
 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号  
 申立人 大阪府藤井寺市  
 本籍鳥取県鳥取市吉方温泉2丁目653番地、最後の住所大阪府藤井寺市道明寺1丁目19番39号、死亡の場所大阪府藤井寺市、死亡年月日令和6年1月1日頃から10日頃までの間、出生の場所鳥取県岩美郡大茅村、出生年月日昭和9年4月15日、職業不明  
 被相続人 亡 谷口 安枝  
 事務所大阪市北区西天満5丁目9番7号 西天満ユートビル702号  
 相続財産清算人 弁護士 億 智栄  
 催告期間満了日 令和7年11月25日 大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第80004号**  
 佐賀県伊万里市立花町1355番地1  
 申立人 伊万里市長 深浦 弘信  
 本籍佐賀県伊万里市東山代町里4752番地、最後の住所佐賀県伊万里市大坪町丙1664番地1、死亡の場所佐賀県伊万里市、死亡年月日令和5年2月7日、出生の場所佐賀県杵島郡大町町、出生年月日昭和23年8月2日、職業不明  
 被相続人 亡 門田 篤  
 事務所佐賀県武雄市武雄町大字富岡304番地銀座テナント2階 ふたば法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 福田 孝  
 催告期間満了日 令和7年11月14日  
 佐賀家庭裁判所武雄支部

**令和7年(家)第9号**  
 鹿児島県薩摩川内市宮崎町2482番地2  
 申立人 徳守 弘至  
 本籍鹿児島県阿久根市多田3543番地、最後の住所鹿児島県出水市上知識町226番地鹿島団地3棟101号、死亡の場所鹿児島県出水市、死亡年月日令和6年11月27日、出生の場所鹿児島県出水郡高尾野町、出生年月日昭和28年10月23日、職業無職  
 被相続人 亡 上野より子  
 事務所鹿児島県いちき串木野市昭和通131番地出水ビル102号  
 相続財産清算人 司法書士 丸田 賢次  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 鹿児島家庭裁判所川内支部

**令和7年(家)第4005号**  
 岩手県奥州市水沢大手町1丁目1番地  
 申立人 奥州市  
 本籍岩手県奥州市前沢字平小路25番地、最後の住所岩手県奥州市前沢字高畑26番地3、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和6年4月5日、出生の場所東京府北多摩郡立川町、出生年月日昭和14年9月18日、職業無職  
 被相続人 亡 佐々木清喜  
 事務所岩手県奥州市水沢大手町4丁目18番地  
 相続財産清算人 弁護士 小平 竜太  
 催告期間満了日 令和7年11月28日  
 盛岡家庭裁判所水沢支部

**令和7年(家)第30017号**  
 仙台市太白区八木山本町1丁目5-1 ライオンズマンション八木山  
 申立人 ライオンズマンション八木山管理組合  
 本籍宮城県仙台市青葉区中央1丁目741番地、最後の住所仙台市太白区八木山本町1丁目5番地の1 ライオンズマンション八木山

104、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日平成30年2月27日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和2年7月19日、職業不明  
 被相続人 亡 高橋 貞一  
 仙台市青葉区五橋1丁目4番24号 ライオンズビル五橋706 はづき法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 高城 晶紀  
 催告期間満了日 令和7年11月25日  
 仙台家庭裁判所

**準禁治産宣告取消**

**令和7年(家)第40050号**  
 本籍宮城県仙台市若林区大和町5丁目12番、住所仙台市若林区若林5丁目10番11号仙台ハウジング101  
 事件本人 早坂 節子  
 昭和22年4月12日生  
 令和7年3月28日準禁治産宣告取消審判確定  
 仙台家庭裁判所裁判所書記官

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

**令和7年(ヘ)第1号**  
 宮城県石巻市美園1丁目6番17号  
 申立人 株式会社イノベーションスタイル  
 代表者取締役 藤原 誠  
 権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月31日  
 令和7年4月17日 仙台簡易裁判所  
 (別紙) 目録  
 約束手形 1通  
 手形番号 A G 38657  
 金額 550,000円  
 支払期日 令和7年3月10日  
 支払地 仙台市  
 支払場所 株式会社七十七銀行荒町支店  
 振出日 令和7年1月10日  
 振出地 仙台市若林区  
 振出人 福興電気株式会社 代表取締役 斎藤 和夫  
 受取人 申立人  
 最終所持人 申立人

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

### 令和7年(家)第5号

岩手県大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺64番地1

申立人 矢作 清英  
 本籍岩手県大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺45番地2、最後の住所岩手県大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺64番地1  
 不在者 矢作 榮  
 大正14年7月24日生  
 届出期間満了日 令和7年8月12日

盛岡家庭裁判所大船渡出張所

### 令和6年(家)第3536号

神奈川県横浜市青葉区大場町361番地30  
 申立人 池田 康代

本籍神奈川県横浜市青葉区大場町361番地30、最後の住所神奈川県横浜市青葉区大場町361番地30  
 不在者 池田 義敏  
 昭和24年10月12日生  
 届出期間満了日 令和7年8月21日

横浜家庭裁判所

### 令和6年(家)第625号

兵庫県加古川市八幡町宗佐85番地の2

申立人 杉本 雅志  
 本籍兵庫県高砂市高砂町狛師町849番地、最後の住所兵庫県加古川市尾上町長田316番地和光社宅8号  
 不在者 坂田 恒子  
 昭和27年6月2日生  
 届出期間満了日 令和7年8月29日

神戸家庭裁判所姫路支部

### 令和6年(家)第465号

大阪府大阪市中央区島之内2-5-32-604  
 申立人 肥本 若奈  
 本籍香川県高松市藤塚町2丁目12番、最後の住所香川県高松市藤塚町2丁目12番7-601号 アルファステイツ栗林II  
 不在者 肥本 千晶

昭和42年7月26日生  
 届出期間満了日 令和7年8月29日

高松家庭裁判所

### 令和6年(家)第657号

東京都中央区晴海5-5-2 晴海フラッグサンビレッジB棟1316

申立人 正海 智大  
 本籍東京都東村山市恩多町3丁目20番地32、最後の住所熊本県宇城市松橋町曲野2277番地1  
 不在者 服部 敬一  
 昭和32年1月11日生  
 届出期間満了日 令和7年8月12日

熊本家庭裁判所

### 失踪宣告

### 令和6年(家)第116号

本籍北海道旭川市神居5条8丁目2番、最後の住所旭川市神居3条3丁目1番10号 村本マンション6号室  
 不在者 高崎百合子  
 昭和43年8月8日生  
 令和7年4月9日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第176号

本籍群馬県高崎市倉渕町水沼1973番地、最後の住所群馬県高崎市倉渕町川浦585番地  
 不在者 飯島 庄一  
 昭和18年11月10日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定

前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

### 令和6年(家)第987号

本籍東京都葛飾区新小岩2丁目1220番地、最後の住所埼玉県新座市東2丁目2番1号  
 不在者 鈴木 康夫  
 昭和19年8月29日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

### 令和6年(家)第347号

本籍栃木県下都賀郡壬生町大字上田1335番地、最後の住所オーストラリア連邦ピクトリアムーランビーナ市トムソン通り2B番地6  
 不在者 大垣 光子  
 昭和29年1月21日生  
 令和7年4月9日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

**令和6年(家)第6008号**  
 本籍福島県いわき市永崎字川畑236番地17、最後の住所東京都江戸川区南小岩5丁目7番4号 馬場莊  
 不在者 遠藤 貞利  
 昭和23年9月9日生  
 令和7年4月11日失踪宣告審判確定  
 東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第6187号**  
 本籍岡山県岡山市北区内山下35番地、最後の住所岡山県岡山市内山下35番地  
 不在者 三宅 福子  
 昭和17年2月23日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定  
 東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第7608号**  
 本籍東京都杉並区永福4丁目18番地、最後の住所東京都杉並区永福町376番地  
 不在者 嶋村 正巳  
 大正6年11月18日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定  
 東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第805号**  
 本籍神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3612番地、最後の住所神奈川県海老名市上今泉4丁目24番14号  
 不在者 美濃口康成  
 昭和35年5月29日生  
 令和7年4月8日失踪宣告審判確定  
 横浜家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1245号**  
 本籍福島県伊達市月館町糠田字柿木平74番地、最後の住所横浜市保土ヶ谷区常盤台77番36号C棟205  
 不在者 長谷部行穂  
 昭和23年11月22日生  
 令和7年4月9日失踪宣告審判確定  
 横浜家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第376号**  
 本籍神奈川県相模原市南区大野台2丁目19番、最後の住所神奈川県相模原市南区大野台2丁目19番16号  
 不在者 菅野 孝  
 昭和51年11月3日生  
 令和7年4月8日失踪宣告審判確定  
 横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

**令和6年(家)第23号**  
 本籍福井県三方上中郡若狭町小川第4号23番地、最後の住所福井県三方郡三方町小川第4号23番地  
 不在者 西村忠治郎  
 明治16年6月1日生  
 令和7年4月3日失踪宣告審判確定  
 福井家庭裁判所敦賀支部裁判所書記官

**令和6年(家)第404号**  
 本籍大阪府堺市西区鳳西町3丁686番地、最後の住所大阪府堺市西区鳳西町3丁577番地2  
 不在者 西尾 剛  
 昭和38年6月21日生  
 令和7年4月11日失踪宣告審判確定  
 大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

**令和6年(家)第1234号**  
 本籍神戸市兵庫区和田崎町1丁目6番地、最後の住所神戸市兵庫区和田崎町1丁目6番地  
 不在者 大谷 うの  
 明治5年3月8日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定  
 神戸家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1141号**  
 本籍島根県出雲市今市町481番地、最後の住所不明  
 不在者 鎌田圓三郎  
 明治22年4月26日生  
 令和7年4月9日失踪宣告審判確定  
 松江家庭裁判所出雲支部裁判所書記官

**令和6年(家)第911号**  
 本籍岡山県久米郡美咲町藤田上572番地1、最後の住所岡山県久米郡美咲町藤田上572番地1  
 不在者 杉山 茂幸  
 昭和40年4月12日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定  
 岡山家庭裁判所津山支部裁判所書記官

**令和6年(家)第741号**  
 本籍宮崎県えびの市大字今西84番地8、最後の住所不明  
 不在者 吉川早百合  
 昭和25年8月12日生  
 令和7年4月10日失踪宣告審判確定  
 宮崎家庭裁判所都城支部裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第60号

秋田県男鹿市船川港船川字泉台36番地

債務者 株式会社菅原海事工業

代表者代表取締役 菅原 健彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西野 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時15分

### 令和7年(フ)第508号

東京都多摩市中沢2丁目24番10号アステールⅡ3G

債務者 株式会社ナノシステムズ

代表者代表取締役 荒井 昇

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 令和7年(フ)第543号

東京都西多摩郡瑞穂町大字石畠175番地1

債務者 株式会社有利精工

代表者代表取締役 西城 洋

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 周
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後1時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

### 令和7年(フ)第616号

東京都府中市寿町1丁目1番3号

債務者 株式会社A.S教育センター

代表者代表取締役 佐藤 一之

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土橋 実
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時30分

秋田地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第822号

名古屋市熱田区新尾頭1-2-9 第17金山

フクマルビル5F、商業登記簿上の本店所在地

名古屋市熱田区大宝2丁目4番3-1101号

債務者 株式会社a b i e n

代表者代表取締役 松永 晴男

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(フ)第607号

名古屋市守山区四軒家2丁目301番地

債務者 佐藤産業株式会社

代表者代表取締役 鈴木 勇

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 服部 文彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第8号 栃木県那須塩原市黒磯32番地25 あづさハイツパート2-605号 債務者 株式会社フォレックス 代表者代表取締役 白水 政人 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 桂弥 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時30分  宇都宮地方裁判所大田原支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前9時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 和人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時  秋田地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第92号 福井県越前市庄田町31-1-5 債務者 A P B株式会社 代表者代表取締役 大島 麟礼 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺田 昇市 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時  福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第137号 茨城県水戸市笠原町361番地 債務者 株式会社アイジェイエス 代表者代表取締役 木村 憲英 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安 隆之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時  水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越智 信哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時  大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡會 知弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後1時10分  函館地方裁判所	令和7年(フ)第106号 北海道寿都郡寿都町字新栄町191番地 債務者 有限会社米沢商店 代表者代表取締役 米澤 豊 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡會 知弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時  福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第18号 秋田県湯沢市駒形町字東福寺大沢1番地 債務者 株式会社A r x建設 代表者代表取締役 高橋 克善 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分  秋田地方裁判所横手支部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 牧田 豊彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前10時30分  長野地方裁判所伊那支部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小口 治利 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分  神戸地方裁判所社支部	令和7年(フ)第30号 兵庫県多可郡多可町八千代区中野間925番地 1 債務者 有限会社ふらわーしおかじま 代表者代表取締役 梶間 信明 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 政希 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分  神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第343号 東京都八王子市暁町3丁目7番3号 債務者 株式会社明亮創建 代表者代表取締役 福田 茂 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大藏 久宣 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時30分  東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関根 伸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時50分  名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野口 新 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11時10分  神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和7年(フ)第606号 大阪市中央区北久宝寺町4丁目4番15号 債務者 株式会社さきしまコスモタワーホテル 代表者代表取締役 小寺 孝明 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山形 康郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時  大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第23号 沖縄県沖縄市胡屋1丁目5番18号3F 債務者 株式会社グローバルDHT 代表者代表取締役 金 明淑 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植松 孝則 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森下 伸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後3時  大分地方裁判所日田支部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿木 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時30分  大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第607号 堺市堺区向陵東町3丁2番7号 債務者 肇田 喜博 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山形 康郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時30分  大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第46号**

静岡県裾野市深良220番地 舞台団地4

債務者 中野 義之

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濑野 真志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係  
令和7年(フ)第694号

横浜市磯子区杉田5丁目8番34-100号  
債務者 濵谷 芳彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉橋 昂輝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第161号**

神奈川県座間市立野台1丁目9番8号 メゾン立野台102号  
債務者 久野 道智

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 亜也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月24日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

横浜地方裁判所相模原支部

**令和6年(フ)第2854号**

神奈川県茅ヶ崎市中海岸3丁目11番24-305号 SEAビル  
債務者 平石 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安國 治彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月30日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで

**令和7年(フ)第16号**

栃木県那須郡那須町大字横岡386番地

債務者 泉井 康男

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 園部 秀雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(フ)第740号**

横浜市西区浅間台27番地9

債務者 櫻井 義成

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池 翼
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第106号**

静岡県磐田市中泉2916番地6 ヴィラーニ  
フォレストII-102

債務者 褐田 次郎

- 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗田美友香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月8日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで

静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第38号**

長野県千曲市大字鉄物師屋569番地1 サーブラス寺沢103、前住所長野県千曲市大字戸倉395番地3

債務者 上松 美枝

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大島 忍
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和7年(フ)第544号**

東京都葛飾区高砂1丁目3番14-405号エトワール石川壱番館

債務者 西城 洋

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 周
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月23日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第617号**

青森県八戸市大字河原木字北沼22-39介護老人保健施設はくじゅ、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区加賀原1丁目24番8-902号

債務者 佐藤 一之

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土橋 実
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月30日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第344号**

東京都八王子市上川町3442番地3

債務者 福田 茂

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大藏 久宣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月29日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

<b>令和7年(フ)第9号</b>	新潟県十日町市室野762番地4 債務者 米持 博 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井之上 彩 4 破産債権の届出期間 令和7年6月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時15分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 新潟地方裁判所高田支部
<b>令和7年(フ)第24号</b>	沖縄県中頭郡北谷町北前1丁目11番地1 I N A M I N E M A N S I O N A-3 債務者 金 明淑 (K I M M Y U N G S O O K) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植松 孝則 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前9時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 那霸地方裁判所沖縄支部破産係
<b>令和7年(フ)第538号</b>	名古屋市北区玄馬町133番地 債務者 稲垣 諭美 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 圭史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第288号</b>	京都府綾喜郡宇治田原町大字禪定寺小字東奥谷6番地の1 債務者 南出 昌央

<b>令和7年(フ)第55号</b>	釧路市大楽毛西2丁目16番11号 債務者 先崎 美紀 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第1460号</b>	大阪市淀川区宮原5丁目3番40号 債務者 三宅 盤 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 夕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1514号</b>	大阪市北区南扇町2番11-403号 債務者 生頬 梢 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第217号</b>	埼玉県越谷市七左町1丁目129番地1 プリムローズ106 債務者 塚崎 淳 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
<b>令和7年(フ)第496号</b>	北海道恵庭市駒場町1丁目1番14号 債務者 佐々木明博 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第1494号</b>	大阪市西成区南津守7丁目1番7-102号 債務者 西崎 敬征 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河本 晃輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第14号</b>	長野県伊那市中央4838番地 南角ハイツ第一203 債務者 富永 真実 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 唐澤 洋祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 釧路地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第484号</b>	愛知県津島市中地町1丁目9番地1 P R O N I T Y H I R A N O A棟202号 債務者 吉村 貴志 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢澤 孝征 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 長野地方裁判所伊那支部
<b>令和7年(フ)第1411号</b>	大阪市東住吉区鈴中野3丁目7番11号、前住所大阪市東住吉区鷺合2丁目13番6号 債務者 小村 昇平 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深田 愛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第8号</b>	長野県上伊那郡飯島町本郷2286番地1 債務者 新井 里美 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 明良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第278号</b>	京都市西京区御陵南荒木町1番地1 第2シェモア桂101号室、前住所和歌山県伊都郡高野町大字高野山455番地 持明院内103号室 債務者 熊田 人士 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河本 晃輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 長野地方裁判所伊那支部

## 令和7年(フ)第74号

鹿児島市小原町21番10号

債務者 明石 光雄

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅毛まりえ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第24号

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10300番地

1 ハイツききょう105

債務者 山脇 文志

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐澤 洋祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

長野地方裁判所伊那支部

## 令和7年(フ)第606号

愛知県みよし市三好丘旭2丁目15番地9

債務者 及川 平和

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 康秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第74号

岡山県井原市井原町3303番地29、転居前の住所広島県福山市神辺町字東中条2209番地1

債務者 福川 未美

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 恭子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

## 令和7年(フ)第104号

福岡県久留米市国分町1493番地18

債務者 渕上 佳苗

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 博紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで

福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第8号

鹿児島県南九州市頴娃町御領7274番地

債務者 戸田 雅隆

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 貴子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで

鹿児島地方裁判所所知覧支部破産再生係

## 令和7年(フ)第10号

岩手県九戸郡洋野町大野第6地割8番地4、

旧住所岩手県北上市上江鈎子16地割97番地

スプリングクリーク101号室

債務者 野田 泰地

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

盛岡地方裁判所二戸支部

## 令和7年(フ)第19号

秋田県湯沢市駒形町字東福寺大沢1番地

債務者 高橋 克善

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

秋田地方裁判所横手支部

## 令和7年(フ)第29号

兵庫県多可郡多可町八千代区中野間263番地

2

債務者 梶間 信明

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 政希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

神戸地方裁判所社支部

## 令和7年(フ)第31号

兵庫県多可郡多可町八千代区中野間263番地

2

債務者 梶間 環

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 政希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第160号

横浜市磯子区上中里町1028番地 23棟2342号

債務者 村上 怜子

- 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本新一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第459号

大阪府和泉市室堂町824番地の55 ウエリス

光明池1211号

債務者 中村 稔

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺井 昭仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

## 令和7年(フ)第124号

大阪府泉南市信達市場1543番地の1、前住所

大阪府阪南市鳥取754番地の30

債務者 畑中 秀晶

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高砂健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

## 令和7年(フ)第162号

大阪府泉佐野市市場東2丁目8番25号

債務者 小間物谷正臣

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野矢 伴岳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

<b>令和7年(フ)第203号</b> 広島県安芸郡府中町八幡1丁目16番47-105号 債務者 小新田祐人 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱野 滉衣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和7年(フ)第63号</b> 宮崎県延岡市土々呂町5丁目1304番地イ 債務者 妻鳥 広幸 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
<b>令和6年(フ)第4406号</b> 大阪市西区南堀江2丁目3番24-706号 債務者 阿部 恭三 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西河 英士 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
<b>令和7年(フ)第244号</b> 北九州市小倉南区湯川4丁目12番8-303号、 前住所兵庫県神戸市垂水区美山台1丁目6番18号 ビューテラス美山台202号 債務者 山下 遥菜(旧姓土井) 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第1281号</b> 大阪市北区末広町2番18-902号 債務者 吉田 京子

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
<b>令和6年(フ)第177号</b> 兵庫県尼崎市杭瀬本町2丁目14番16号 フェリーチェ杭瀬本町 101号 破産者 浅野 佑真 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第459号</b> 兵庫県尼崎市南武庫之荘2丁目15番20-108号、前住所大阪府門真市宮野町10番19号 破産者 塚原 英子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第92号</b> 北九州市八幡西区竹末1丁目2番12号(ヴィラ・エスピワール102号)、開始決定時の住所 北九州市八幡西区上上津役5丁目17番12号 破産者 東島 聖志 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和6年(フ)第20号</b> 秋田県大仙市大沢郷寺宇野田家越241番地2 破産者 伊藤 裕樹 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大曲支部

<b>令和6年(フ)第2947号</b>	大阪府東大阪市西石切町2丁目4番1-707号 破産者 里見 義浩 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和5年(フ)第440号</b>	神戸市西区押部谷町西盛566番地の44、開始決定時の住所兵庫県芦屋市翠ヶ丘町11番11号 破産者 濱田 英男 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第73号</b>	鳥取県米子市大篠津町4827、住民票上の住所 鳥取県西伯郡南部町円山195番地 破産者 永田 建吾 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
<b>令和6年(フ)第1号</b>	福岡県飯塚市綱分689番地27 破産者 白川 愛 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
<b>令和4年(フ)第1674号</b>	神奈川県三浦市天神町16番5号、開始決定時の住所横浜市南区清水ヶ丘234番地 破産者 千葉 一恵

1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和6年(フ)第3570号</b>	大阪市西成区千本中1丁目10番22号 破産者 木村 美佳 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	
<b>令和6年(フ)第189号</b>	新潟市西区大野町3723番地 破産者 田中 麻美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	<b>令和5年(フ)第7号</b>	香川県三豊市詫間町詫間676番地9 破産者 片岡 賴彦 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所観音寺支部
<b>令和6年(フ)第73号</b>	石川県加賀市動橋町ラ40番地8 破産者 矢野 明良 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部	<b>令和7年(フ)第4号</b>	岐阜県瑞浪市稻津町萩原790番地の1、開始決定時の住所岐阜県瑞浪市稻津町萩原1529番地の1 破産者 清水 亮太 1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年9月10日前10時 令和7年4月23日 岐阜地方裁判所多治見支部
<b>令和6年(フ)第417号</b>	愛知県みよし市福田町東屋敷20番地 レベッカ202号 破産者 角谷 剛 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第42号</b>	仙台市太白区西の平1丁目22番3号 破産者 有限会社橋元労務管理事務所 1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月15日前1時30分 令和7年4月22日 仙台地方裁判所第4民事部破産係
<b>令和5年(フ)第5667号</b>	大阪市城東区今福東3丁目11番4-206号 破産者 内藤 好夫 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和6年(フ)第239号</b>	福井県越前市京町1丁目4番34号 破産者 株式会社神崎家 1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年8月5日前10時25分 令和7年4月22日 福井地方裁判所民事部破産係

<b>令和6年(フ)第353号</b>	山梨県南アルプス市百々3579番地 破産者 大柴 孝 1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日前2時30分 令和7年4月21日 甲府地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第58号</b>	広島県廿日市市大野中山156番地1 破産者 株式会社ダイチ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 2 一般調査期日 令和7年7月1日前11時30分 令和7年4月22日 広島地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ)第1731号</b>	札幌市西区平和2条7丁目9番26号 破産者 白井 英雄 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年6月24日前0時 令和7年4月22日 札幌地方裁判所民事第4部
<b>令和6年(フ)第282号</b>	福井県あわら市二面第22号5番地3 アークインパレスⅢ A-3号室 破産者 坂川 美樹 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年6月24日前10時25分 令和7年4月22日 福井地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第207号</b>	山梨県甲斐市西八幡594番地3 破産者 土橋 時彦 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日前3時30分 令和7年4月22日 甲府地方裁判所民事部破産係
<b>令和6年(フ)第1582号</b>	埼玉県蕨市中央3丁目12番20号 グランデ蕨408号 破産者 安藤 真治 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年6月23日前2時10分 令和7年4月21日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第208号**  
神戸市垂水区舞多聞西4丁目9番7号、開始決定時の住所神戸市垂水区小東山手3丁目4番7号  
破産者 飯田 浩也  
1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月15日午後1時30分  
令和7年4月22日  
神戸地方裁判所第3民事部  
**令和6年(フ)第209号**  
神戸市垂水区小東台868番地の1054、開始決定時の住所神戸市垂水区舞多聞西4丁目9番7号  
破産者 飯田 哲也  
1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月15日午後1時30分  
令和7年4月22日  
神戸地方裁判所第3民事部  
**令和6年(フ)第211号**  
神戸市西区桜が丘東町4丁目14番地の2  
破産者 中居 伸介  
1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月15日午後1時30分  
令和7年4月22日  
神戸地方裁判所第3民事部  
**令和6年(フ)第1628号**  
大阪府東大阪市西堤本通西3丁目8番5号  
ハーケセゾン 203号室  
破産者 柄洞 洋一  
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時10分  
令和7年4月22日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和6年(フ)第3655号**  
大阪市東淀川区菅原1丁目13番40-105号  
破産者 竹中 莉生  
1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月10日午後2時30分  
令和7年4月23日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和6年(フ)第283号**  
埼玉県加須市戸室974番地  
破産者 亡滑川智次相続財産

1 破産債権の届出期間 令和7年6月5日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月7日午前11時10分  
令和7年4月21日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和6年(フ)第58号**  
さいたま市浦和区上木崎3丁目16番5号  
破産者 板垣 延太  
1 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月14日午前11時30分  
令和7年4月22日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
**令和6年(フ)第4664号**  
大阪府東大阪市荒本北2丁目5番5号  
破産者 有限会社B-1ST  
1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時40分  
令和7年4月22日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和6年(フ)第4665号**  
大阪府東大阪市足代南2丁目1番16号 ノイヴェル布施 103号、前住所大阪府東大阪市豊浦町5番16号  
破産者 古寺 裕久  
1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで  
2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時40分  
令和7年4月22日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**特別清算開始**  
**令和7年(ヒ)第2020号**  
東京都千代田区大手町2丁目3番2号  
清算株式会社 ライフタイムコンサルティング株式会社  
代表清算人 西村 謙三  
1 決定年月日 令和7年4月16日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和6年(ヒ)第24号**  
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町8番地  
清算株式会社 リフレクション  
1 決定年月日 令和7年4月15日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
京都地方裁判所第5民事部  
**特別清算協定認可**  
**令和7年(ヒ)第2014号**  
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン  
トウキヨウサウスタワー13階  
清算株式会社 エイチエス株式会社  
代表清算人 平野 治彦

1 決定年月日 令和7年4月15日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
福井地方裁判所敦賀支部  
**令和7年(ヒ)第3006号**  
大阪府門真市脇田町32番22号  
清算株式会社 株式会社MS  
代表清算人 鈴木 正美  
1 決定年月日 令和7年4月16日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(ヒ)第1号**  
長崎県対馬市美津島町鷺知甲490番地の1  
清算株式会社 株式会社SK  
代表清算人 伊藤浩一郎  
1 決定年月日 令和7年4月14日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
長崎地方裁判所厳原支部  
**令和7年(ヒ)第3号**  
宮崎県都城市松元町3街区20号  
清算株式会社 株式会社N商事  
代表清算人 中山 雅和  
1 決定年月日 令和7年4月15日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
宮崎地方裁判所  
**特別清算終結**  
**令和6年(ヒ)第2069号**  
東京都江東区佐賀1丁目1番14号  
清算株式会社 原ヘルス工業株式会社  
1 決定年月日 令和7年4月16日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和6年(ヒ)第24号**  
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町8番地  
清算株式会社 リフレクション  
1 決定年月日 令和7年4月15日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
京都地方裁判所第5民事部  
**特別清算協定認可**  
**令和7年(ヒ)第2014号**  
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン  
トウキヨウサウスタワー13階  
清算株式会社 エイチエス株式会社  
代表清算人 平野 治彦

1 決定年月日 令和7年4月15日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
**第1 通則**  
1 協定の対象となる債権  
本協定の対象となる債権は、エイチエス株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。  
2 利息・遅延損害金の免除  
協定債権に対する本特別清算手続開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。  
3 弁済の方法及び端数の処理  
(1) 弁済の方法  
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキヨウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。  
(2) 弁済における端数の処理  
協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

**第2 協定債権の弁済及び放棄**  
1 協定債権の弁済  
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から2ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

2 协定債権の放棄 各協定債権者は、上記1の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。	令和7年（再イ）第52号 さいたま市見沼区大字風渡野78番地1 大宮七里パーク・ホームズ702 再生債務者 大立目清美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 長崎地方裁判所佐世保支部
3 追加弁済 上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記2による放棄の効力は失われるものとする。 (別紙省略)	令和7年（再イ）第47号 千葉県船橋市東中山1丁目16番17-203号 再生債務者 池田 茉莉 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第11号 福島県須賀川市新町112番地1 再生債務者 滝口 哲也 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで 福島地方裁判所郡山支部再生係	令和7年（再イ）第13号 奈良県大和高田市東中2丁目10番2号 サニーコート301号 再生債務者 田中 康信 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部
以上	東京地方裁判所民事第20部	茨城県日立市東金沢町4丁目9番17号 再生債務者 藤野 泰司	奈良地方裁判所葛城支部破産係
小規模個人再生による再生手続開始	令和7年（再イ）第11号 兵庫県伊丹市安堂寺町6丁目92番地 シャーメゾン安堂寺202号 再生債務者 久本 将弘 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第1号 水戸地方裁判所日立支部	令和7年（再イ）第9号 大阪府泉佐野市湊4丁目1番47-505号 再生債務者 下村 浩
令和7年（再イ）第16号	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
秋田市大平台2丁目3番地50 再生債務者 小松 隼翔	3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 决定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 决定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 决定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで
秋田地方裁判所民事第2部	神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	松山地方裁判所民事部	大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和7年（再イ）第8号	令和7年（再イ）第10号 兵庫県明石市松の内1丁目9番地の16 ライオンズマンション西明石702号 再生債務者 加藤 由香 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地183 再生債務者 高島 敏 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第10号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-3-1006 再生債務者 富吉 正浩
栃木県那須塩原市東三島1丁目104番地178 再生債務者 岡山 浩二	3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで	3 再生債権の届出期間 令和7年5月18日午後1時 4 一般異議申述期間 令和7年5月25日から令和7年6月2日まで
3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月4日まで	神戸地方裁判所明石支部再生係	長崎地方裁判所佐世保支部	大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年（再イ）第13号 兵庫県明石市大久保町駅前1丁目5番地の7 再生債務者 林 有沙	令和7年（再イ）第4号 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地183 再生債務者 高島 敏 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第10号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-3-1006 再生債務者 富吉 正浩
			1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
			3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで
			3 再生債権の届出期間 令和7年5月18日午後1時 4 一般異議申述期間 令和7年5月25日から令和7年6月2日まで
			大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
			令和7年（再イ）第10号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-3-1006 再生債務者 富吉 正浩
			1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
			3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで
			大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
			令和7年（再イ）第10号 大阪府和泉市室堂町5番地の1-3-1006 再生債務者 富吉 正浩
			1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
			3 再生債権の届出期間 令和7年5月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月6日まで
			大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

<b>令和6年(再イ)第296号</b>	横浜市泉区中田東2丁目18番2—1号 再生債務者 藤田 和雄 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
<b>令和7年(再イ)第13号</b>	山梨県甲府市上町1866番地16 再生債務者 畠田博由樹 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月23日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(再イ)第2号</b>	奈良県生駒郡安堵町大字岡崎190番地 再生債務者 近藤 泰幸 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 奈良地方裁判所
<b>令和7年(再イ)第13号</b>	埼玉県深谷市東方町3丁目29番地7 再生債務者 下山由紀子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月24日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和6年(再イ)第194号</b>	横浜市磯子区丸山1丁目5番5—203号 再生債務者 古謝 佑次 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

<b>令和7年(再イ)第3号</b>	大阪市東淀川区豊新4丁目12番9—314号 再生債務者 舛本 美幸 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係
<b>令和7年(再イ)第8号</b>	新潟県柏崎市大字軽井川559番地2 再生債務者 高橋 紘美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月24日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係
<b>令和6年(再イ)第56号</b>	静岡県沼津市大岡3145番地の11 再生債務者 土屋 秀貴 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和6年(再イ)第57号</b>	大阪府守口市大久保町1丁目32番4号 再生債務者 松野 年貴 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(再イ)第1号</b>	兵庫県姫路市網干区垣内中町242番地1 ウエストハウス14006号室 再生債務者 平井 美和 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月3日から令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所姫路支部
<b>令和7年(再イ)第7号</b>	松江市雜賀町1515番地 メゾンサイカ501 再生債務者 川谷 健次 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで 松江地方裁判所民事部
<b>令和6年(再イ)第8号</b>	島根県大田市久手町波根西2137番地4 再生債務者 川上 直樹 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで 松江地方裁判所出雲支部
<b>令和7年(再イ)第46号</b>	熊本県山鹿市小群635番地37 再生債務者 坂上 義明 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第65号 横浜市都筑区川和町515番地7 パストラルエム202 再生債務者 三瓶 一登 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第22号 新潟県長岡市平島3丁目76番地2 再生債務者 小西 崇司 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月25日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第11号 静岡県裾野市須山3005番地の75 再生債務者 滝口 浩志 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第14号 静岡県熱海市下多賀90番地の8 再生債務者 川口 正樹 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年（再イ）第7号 静岡県袋井市方丈1丁目5番地の7 マンション元美 302号室 再生債務者 鈴木 教江	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月9日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第6号 宮崎市吉村町江田原甲304番地1 カーサコダマA棟302号 再生債務者 奈須 一浩 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月12日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第13号 栃木県栃木市大平町新1395番地3 再生債務者 川村 弘 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月6日から令和7年6月13日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b> 令和6年（再イ）第256号 横浜市南区白妙町1丁目2番地26 オリーヴ101 再生債務者 浦岡 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 岐阜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年（再イ）第73号 岐阜市早田東町9丁目20番地 (エステートオーナー D-1号室) 再生債務者 宮田 學堂 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月12日まで 令和7年4月21日 岐阜地方裁判所 令和6年（再イ）第237号 埼玉県新座市大和田5丁目5番10号 再生債務者 井上 浩二 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年（再イ）第41号 福岡県うきは市浮羽町妹川3484番地 再生債務者 佐藤 久美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年（再イ）第1号 福岡県久留米市国分町100番地 久留米駐屯地217棟 再生債務者 椎井 洋行 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和6年（再イ）第10号 福岡県大川市大字榎津257番地2 再生債務者 劉 美由起 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係 令和6年（再イ）第33号 山形市陣場2丁目7番22-6号 再生債務者 井上 美雪 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 山形地方裁判所民事部	
--	--	--

令和7年(再イ)第2号 静岡市駿河区石田2丁目17番10号 ハイムグリーンヒルB棟101号 再生債務者 寺田 智弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 静岡地方裁判所民事第2部  令和7年(再イ)第3号 静岡県沼津市我入道稻荷町369番地の2 再生債務者 加藤 昭洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月14日まで 令和7年4月23日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係  令和7年(再イ)第2号 奈良県大和高田市中今里町6番18号 ヴィクトワール103号室 再生債務者 宮田 恭介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月15日まで 令和7年4月17日 奈良地方裁判所葛城支部破産係  令和7年(再イ)第3号 千葉市稻毛区稻毛東3丁目13番11号 Procede II 101号 再生債務者 小倉 優樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月16日まで 令和7年4月22日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  令和7年(再イ)第1号 千葉県鴨川市貝渚97番地1 ヴィラロイヤルB201 再生債務者 松本 一輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月22日 千葉地方裁判所館山支部破産再生係	令和6年(再イ)第45号 奈良市あやめ池北3丁目8番8号 再生債務者 鶴田 浩一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 奈良地方裁判所  令和6年(再イ)第42号 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉24番地5 再生債務者 梶原 源太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 奈良地方裁判所葛城支部破産係  令和7年(再イ)第4号 奈良県大和高田市磯野南町6番3—1号 再生債務者 竹内 優 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 奈良地方裁判所葛城支部破産係  令和6年(再イ)第496号 大阪府寝屋川市萱島東1丁目10番28号 再生債務者 前田 真弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部  令和6年(再イ)第549号 大阪府門真市沖町30番21号 再生債務者 後藤 和恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第563号 大阪府箕面市粟生外院3丁目7番15—203号 再生債務者 和田 尚之 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部  令和6年(再イ)第565号 大阪市福島区大開2丁目17番27—1001号 再生債務者 竹村システムこと 竹村 嘉行 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部  令和6年(再イ)第588号 大阪市西淀川区野里2丁目1番13—1208号 再生債務者 田中 邦宜 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部  令和7年(再イ)第56号 大阪府枚方市星丘1丁目25番20—402号 再生債務者 加川 幹樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部  令和7年(再イ)第1号 奈良市杏町56番地の1 ルミエール4号館101号 再生債務者 藤井本 厚 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 奈良地方裁判所  令和7年(再イ)第1号 京都府亀岡市古世町向嶋11番地57 再生債務者 Petit agapeこと 壁内希代子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年4月23日 京都地方裁判所第5民事部再生係  令和7年(再イ)第1号 京都府亀岡市古世町向嶋11番地57 再生債務者 Petit agapeこと 壁内希代子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年4月23日 京都地方裁判所園部支部再生係
--	--	---

令和6年（再イ）第27号 長崎県北松浦郡佐々町平野免625番地37 再生債務者 阿部 智穎 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 長崎地方裁判所佐世保支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 岡山地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月19日まで 令和7年4月21日 鹿児島地方裁判所知覧支部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで 松山地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第34号 新潟県長岡市東栄3丁目5番4号 再生債務者 三浦 秀徳 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月13日まで 令和7年4月22日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	兵庫県姫路市船橋町5丁目1番地クリーンピア船橋町304号（従前の住所）兵庫県小野市黒川町1675グランドールヒルズ103 再生債務者 有本 正博 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月23日 神戸地方裁判所姫路支部	青森県むつ市苦生町1丁目6番17号 再生債務者 北向由希穂 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月23日 青森地方裁判所民事部再生係	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月2日から令和7年6月23日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年（再イ）第112号 兵庫県神崎郡福崎町八千種589番地1 再生債務者 越智 章文 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 神戸地方裁判所姫路支部	兵庫県加古郡稲美町中村688番地の15 再生債務者 田中 員磨 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月23日 神戸地方裁判所姫路支部	青森県十和田市元町東5丁目3番6号 再生債務者 新山 広美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月22日まで 令和7年4月22日 青森地方裁判所十和田支部	1 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年（再イ）第16号 さいたま市見沼区東大宮7丁目22番地27 ジュネスコダマ205 再生債務者 大友 利騎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年（再イ）第10号 兵庫県南あわじ市八木野原219番地1 再生債務者 信田 和道 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 神戸地方裁判所姫路支部	兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の38 城の宮第1住宅1A-305号 再生債務者 辻 真樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月23日 神戸地方裁判所姫路支部	大阪市都島区友渕町1丁目5番6-508号(営業所の住所) 大阪市北区梅田1-2-2-200大阪駅前第2ビル2階3-1-2) 再生債務者 The Bottlersこと森 貴寛 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部	1 給与所得者等再生による再生手続廃止 令和6年（再イ）第348号 大阪市都島区友渕町1丁目5番6-508号(営業所の住所) 大阪市北区梅田1-2-2-200大阪駅前第2ビル2階3-1-2) 再生債務者 The Bottlersこと森 貴寛 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年4月22日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年（再イ）第10号 兵庫県南あわじ市八木野原219番地1 再生債務者 信田 和道 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月13日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月20日まで 令和7年4月22日 神戸地方裁判所姫路支部	兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の38 城の宮第1住宅1A-305号 再生債務者 辻 真樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月23日 神戸地方裁判所姫路支部	青森地方裁判所十和田支部 小規模個人再生による再生手続廃止	1 給与所得者等再生による再生手続廃止 令和6年（再イ）第117号 兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の38 城の宮第1住宅1A-305号 再生債務者 辻 真樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月21日まで 令和7年4月23日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年（再イ）第5号 岡山県備前市穂浪1043番地35 再生債務者 南 新次	鹿児島県南九州市頬娃町上別府4953番地18 再生債務者 下野 拓哉	愛媛県松山市山西町631番地4 再生債務者 石丸 香織	1 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第4号 愛媛県松山市山西町631番地4 再生債務者 石丸 香織

## 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和6年(チ)第23号

東京都東大和市中央3丁目930番地

申立人 東大和市

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東大和市蔵敷1丁目399番地

所有者 小嶋 一雄

届出期間満了日 令和7年6月16日

令和7年4月16日 東京地方裁判所立川支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 東大和市蔵敷1丁目

地番 399番

地目 山林

地積 125平方メートル

2 所在 東大和市蔵敷1丁目399番地

家屋番号 399番

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート・木造アラミド鋼板葺2階建

床面積 1階 29.23平方メートル

2階 24.24平方メートル

### 令和7年(チ)第3号

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南2丁目7-3

申立人 妹尾 真美

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 茅ヶ崎市茅ヶ崎9016番地

所有者 内藤千代吉

山田 ハル

届出期間満了日 令和7年6月14日

令和7年4月14日

横浜地方裁判所第3民事部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 茅ヶ崎市東海岸南2丁目

地番 9016番3

地目 山林

地積 62平方メートル

(所有者 内藤千代吉)

2 所在 茅ヶ崎市東海岸南2丁目

地番 9016番7

地目 山林

地積 59平方メートル

(所有者 山田 ハル)

3 所在 茅ヶ崎市東海岸南2丁目9016番地

家屋番号 630番2

種類 居宅

構造 木造ルーフィング葺平家建

床面積 19.83平方メートル

(所有者 内藤千代吉)

4 所在 茅ヶ崎市東海岸南2丁目9016番地

家屋番号 未登記

種類 居宅

構造 木造アラミド鋼板葺平家建

床面積 20.66平方メートル

(所有者 山田 ハル)

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第1号

福井県小浜市中井9-47-3

申立人 前田 正人

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 福井県小浜市深谷第17号10番地

所有者 松林弥右衛門

届出期間満了日 令和7年6月12日

令和7年4月17日 福井地方裁判所敦賀支部

#### (別紙) 物件目録

所在 小浜市深谷19号上窪瀬

地番 7番1

地目 田

地積 166平方メートル

### 令和7年(チ)第5号

福岡県糸島市神在東5丁目6番25号

申立人 梅谷 倫子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 福岡市行町40番地

共有者 西村源兵衛

住所・居所 各不明

(不動産登記記録上の住所) 各不明

西村源兵衛以外の共有者154名各氏名不詳

届出期間満了日 令和7年6月13日

令和7年4月14日

福岡地方裁判所第4民事部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 福岡市博多区古門戸町

地番 191番

地目 宅地

地積 98.31平方メートル

共有者 西村源兵衛 共有持分 155分の1

西村源兵衛以外の共有者154名 各氏名不詳

各共有持分 155分の1

### 令和7年(チ)第3号

愛知県知立市上重原町村上43番地5

申立人 長尾 義子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北九州市小倉北区大畠一丁目7番3号

所有者 尾崎 幸弘

届出期間満了日 令和7年6月9日

令和7年4月17日 大分地方裁判所中津支部

#### (別紙) 物件目録

所在 中津市山国町中摩字柳ヶ坪

地番 323番2

地目 宅地

地積 162.67平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第2号

大分県中津市大字宮夫32番地2

申立人 伊藤 昭三

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 679

所有者 伊藤 喜原

届出期間満了日 令和7年6月9日

令和7年4月17日 大分地方裁判所中津支部

## (別紙) 物件目録

所在 豊後高田市界字小熊679番地

家屋番号 679番

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 104.13平方メートル

2階 34.71平方メートル

(附属建物)

符号 1

種類 倉庫

構造 木造瓦葺平家建

床面積 53.71平方メートル

## 会社その他の公則

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しては解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終債権対照表の顯示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.i-nos.co.jp/company/ir>

(乙) <https://www.j-access.co.jp/koukoku/>

令和7年5月11日

東京都中央区日本橋本町11丁目11番1〇号

(甲) 株式会社イーノス 代表取締役 宮崎 健司

大阪市中央区淡路町4丁目11番11号

(乙) 日本アクセス株式会社 代表取締役 宮崎 健司

### 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりメディアスクホールディングス株式会社(乙)住所東京都千代田区有楽町1丁目1番1号の物流戦略部及び物流推進部に係る事業に関する権利義務を承継するにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終債権対照表の顯示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した事業年度はありません。

(乙) <https://www.mediush.co.jp/ir/announcement/>

令和7年5月11日

東京都千代田区有楽町1丁目1番1号

メディアスクール・物流準備株式会社 代表取締役 酒井 辰一

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

**組織変更後**の商号は、株式会社T M電設としました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市東区葵三丁目一一番二〇号（葵21ビル二〇三号） 合同会社T M電設  
代表社員 三輪亮太郎

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市熱田区伝馬三丁目二番五号ファミリアーレ熱田伝馬町八〇三号  
合同会社H older  
代表社員 大野 翔平

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目三七番地七  
合同会社ソーラーシステム  
代表社員 田川 和輝

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目三七番地七  
合同会社ソーラーシステム  
代表社員 田川 和輝

令和七年五月二日  
大分県国東市国東町田深四四三番地  
合同会社バツチワーカカンパニー  
代表社員 岡野 望美

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を八万円減少し十万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市東区葵三丁目一一番二〇号（葵21ビル二〇三号） 合同会社T M電設  
代表社員 三輪亮太郎

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市熱田区伝馬三丁目二番五号ファミリアーレ熱田伝馬町八〇三号  
合同会社H older  
代表社員 大野 翔平

**組織変更公告**  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。  
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市熱田区伝馬三丁目二番五号ファミリアーレ熱田伝馬町八〇三号  
合同会社H older  
代表社員 大野 翔平

令和七年五月二日  
栃木県日光市木和田島一三七三番地三六八  
みなどハイツB一〇一  
合同会社SAKIGAKE EAST  
代表社員 吉原 聰美

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を一千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市熱田区伝馬三丁目二番五号ファミリアーレ熱田伝馬町八〇三号  
合同会社H older  
代表社員 大野 翔平

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を八億三千四百九十八万円減少し、九千万円とすることにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
名古屋市熱田区伝馬三丁目二番五号ファミリアーレ熱田伝馬町八〇三号  
合同会社H older  
代表社員 大野 翔平

令和七年五月二日  
東京都町田市小山町一二〇五番地一九  
合同会社ジエイプラス  
代表社員 中村 友哉

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を五百五十万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
山口県周南市大字徳山四七〇一番地の五  
株式会社グランドスマート  
代表取締役 村本裕一郎

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
秋田県大館市釧内字稻荷山下一九番地一  
北鹿新聞  
掲載紙  
掲載日付 令和七年四月二十三日  
掲載頁 四頁

**定款変更につき通知公告**  
当社は、令和七年五月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
東京都中央区京橋二丁目二番一号  
株式会社BCM36  
代表取締役 横野 英次

なあ、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二日  
大阪市中央区北浜二丁目一〇号  
光世証券株式会社  
代表取締役 異 大介

令和七年五月二日  
東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル三階  
株式会社トーキョーヴィジョン  
代表取締役 清水 匠

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を三千六百三十一万一千一百五十三円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
東京都八王子市旭町七番一号  
合同会社八王子栄サポート  
代表社員 清水 栄

**資本金の額の減少公告**  
当社は、令和六年四月三十日開催の社員同意により、資本金の額を金四百万円から金三百万円減少し金百万円とするることを決議いたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
兵庫県西宮市若草町一丁目五番一四号  
合同会社C O I O R S  
代表社員 河上勇次郎

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を金一億五千万円、資本準備金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
愛媛県松山市宮田町一七九番地  
ダイハツテン株式会社  
代表取締役 一色 義治

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を五百五十万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
山口県周南市大字徳山四七〇一番地の五  
株式会社グランドスマート  
代表取締役 村本裕一郎

**準備金の額の減少公告**  
当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
秋田県大館市釧内字稻荷山下一九番地一  
北鹿新聞  
掲載紙  
掲載日付 令和七年四月二十三日  
掲載頁 四頁

**定款変更につき通知公告**  
当社は、令和七年五月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日  
東京都中央区京橋二丁目二番一号  
株式会社BCM36  
代表取締役 横野 英次

